「平和と人権」市民ネットワーク情報 №23-11 (通算 103 号)
事務局発行(TEL 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp 2023.11/1

映画「わが青春つきるとも」の勧め

◆既報の通り、１２月３日(日)午後２時から「ひぐらし会館」で「わが青春つきるとも－伊藤千代子の生涯」を上映します。伊藤千代子の生涯と映画の概要をこの映画の原作者の藤田廣登さんに紹介していただきました。

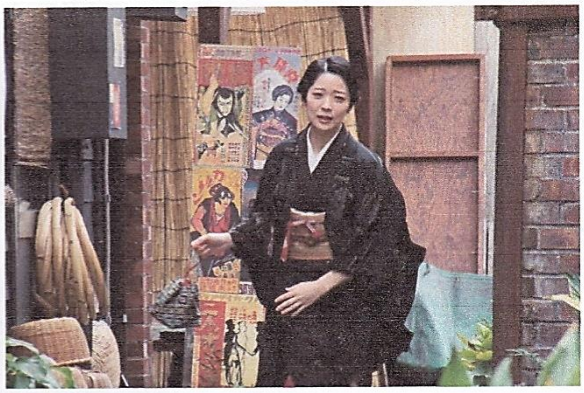

▲特高警察の追跡をかわす伊藤千代子

〔真実のものがたり〕

長野県諏訪湖近くに生まれた伊藤千代子は幼少時に両親と死離別、養家の援助で諏訪高女へ。「陰の女(ひと)」と呼ばれた千代子は、土屋文明の「主体性を持った教育」で転身。東京女子大時代に社会科学研究会に参加、やがてそのリーダーに。学んだ理論を活かして社会に能動的に働きかける女性へと変身。

郷里の製糸工場ストへの激励活動。1928年2月20日、第一回男子25歳普通選挙に、多喜二らの待つ小樽へ東京から山本懸蔵候補を送り出す。労農党の躍進に確信を持ち日本共産党に入党。直ちに中央事務局員として活動開始。3月15日重要任務を帯びて党の秘密印刷所へ、待ち伏せの特高警察の追跡を受けて検挙、拷問を受けたが自白せずに刑務所に収監。やがて獄中の仲間と連絡を回復、リーダーとなる。拷問取り調べと虐待に抗議して立ち上がる仲間たちが歌う「赤旗の歌」の大合唱が獄内を圧倒し、「侵略戦争反対!」の唱和へと続く。

その頃、男子房舎で、千代子の入党推薦者・水野事務局長が検事の誘導で転向、やがて夫の浅野晃も同調するという困難な中、女子房舎のリーダー・千代子への権力側の熾烈な「絶対的天皇制を容認せよ」の集中攻撃の中で一時的な錯乱を惹起、精神科病院へ収容、回復途上で肺炎を併発し24歳2カ月の生涯を閉じる。

獄中の同志たちは悲しみを力に変えて立ち上がっていく。掲げた人民主権、戦争反対、男女平等のなどの要求が、戦後の平和憲法に結実していく。

10/12 事務局会議に参加した藤田さんと ↓

〔映画の勧め〕

この映画は、治安維持法と特高警察の弾圧に斃れた伊藤千代子とともに立ち上がった女性活動家たちを主人公にした125分の長編実話ドラマ。戦前の困難な闘いを真正面から描く類を見ない感動

の人間ドラマ。この主人公の映画を皆の力で作ろうと製作資金7000万円が集められ、全国網の目上映会が進行中。すでに480開場・9万人近い人々に感動と改めて生き様を問い直し、明日からの闘う意欲を生み出しています。

この映画には人々の生き方に働きかける力があり、平和の基礎体力を作り、民主主義を守る力があります。日本を再び、戦争に踏み出させないために、この映画を広げに広げてゆきましょう。

〔視聴者の感想紹介〕

「小林多喜二の『母』も大変感動しましたが、それ以上に衝撃と感動が強く、本当に見る機会があってよかった。愛する夫までもが転向する中でも、確固とした社会変革への信念を貫き通した姿に大変感銘を覚えました。新たな戦前に向かおうとする今こそ、権力に負けずに戦っていく信念を学び直さなければいけないと強く思いました。」

（8 月中旬　相模原市会場での感想）

※藤田さんは 12/3 の上映会当日、サインセールとお礼のあいさつに来場される、とのことです。

１０月の「１９日行動」

秋晴れの空の下、恒例の『19 日行動』=スタンディングが観光会館前で行われました。先月は市議選のため有志による活動でしたが、今月は「新婦人の会」が当番になって組織的に取り組みました。参加者は 20 名前後でした。パレスチナのガザ地区では今にもイスラエル軍が軍事侵攻して凄惨な地上戦が始まろうとしています。スピーチに立った伊東市平和委員会の持田さんは、この問題に対する日本平和委員会の声明を読み上げ、多数の民間人を巻き込む戦闘は国際人道法に違反する、と即時停戦を訴えました。大川好子さんは「新婦人の会」を紹介するなかで、埼玉県の「子ども放置条例案」を撤回に追い込んだ会員の活動を語りました。重岡秀子さんは、新図書館建設問題を取り上げました。この問題を行政に任せるのではなく、市民に投げかけ、ともに考えることが必要だと訴えました。斉藤昭夫さんは 12 月 3 日の「わが青春つきるとも」上映会を宣伝しました。

「反戦と主権在民」のために闘い倒れた『伊藤千代子』の生涯を描いた作品だが、最近の札幌のヤジ排除事件に見られるように、過去の暗い時代の話としては済まされない、とその意義を語りました。

最後は竹平さんと石井さんによるコール。軍事よりも、人々の生活と暮らしを大事にしろ、と全員で声を上げました。

（文責　三好康昭）

浜岡原発の再稼働を許さない！

ひまわり集会 IN しずおか

１１月１９日㊐　午後１時開会

静岡市
駿府城公園
（東御門前広場）
添付のチラシ参照

都合がつく方は、各自ご参加ください

緊急事態条項から改憲へ

その企みを知る―

(1)議員の任期延長を突破口に

自民、公明、維新、国民民主の改憲 4 党が、当面の改憲目標に据えているのが、**緊急事態条項の創設**です。甚大な自然災害や戦争等により総選挙の実施が困難になったときは、衆議院の解散を禁止し、議員の任期を延長できるようにしようとするものです。緊急事態において行政権に権力を集中することには抵抗が強いため、議員の任期延長というより抵抗の少ない改正からはじめて、本格的な改憲の**「突破口」**にしようという目論見です。

↓ 8/20 赤旗

早期改憲そろい主張

維新・国民・有志がシンポ

日本維新の会、国民民主党、衆院会派「有志の会」の3党派は19日、改憲シンポジウムを東京都内で開催しました。維新の馬場伸幸代表、国民の玉木雄一郎代表、有志の北神圭朗議員が出席し、3党派で6月に発表した「緊急事態」に国会の閉会・解散禁止を可能にする改憲条文案の意義や、憲法9条改定の必要性をそろって主張。馬場氏は「(改憲の)国民投票を一日も早くやるべきだ」と述べ、3党派で早期改憲を推進していく姿勢をアピールしました。前衆院議員の菅野志桜里氏(議員当時は山尾志桜里氏)が進行役を務めました。

玉木氏は、3党派でまとめた改憲条文案について解説し、「野党の共通条文案を示し、国民を巻き込んだ議論をスタートできた」などと述べました。

馬場氏は、岸田文雄首相が総裁任期までに改憲の国民投票を行うと述べていることをあげ、「今年秋の臨時国会で具体的な憲法改正の条文を議論し、来年の通常国会では、国民投票の準備作業に入っていくということが、おのずと出てくるタイムスケジュールだ」と発言。3氏とも、自民党に対しスケジュール感を示して改憲を進めるよう求めました。

9条改憲について馬

8 月 19 日都内で、維新、国民民主、衆議院の有志の会の三党派は、改憲シンポジウムを開きました。その中で維新の馬場代表は「今年秋の臨時国会で具体的な憲法改正の条文を議論し、来年の通常国会で、国民投票の準備作業に入って行く」スケジュールを示しました。これを受けるかのように、岸田首相も今国会の所信表明演説で「条文案の具体化に向けた積極的な議論を心から期待する」と述べました。

9 条改憲(or 加憲)について改憲派の意見はまとまっていませんが、議員の任期延長については、自民・公明を含め各党に異論はありません。**改憲発議は「議員任期の延長」から始まる**可能性が高い。

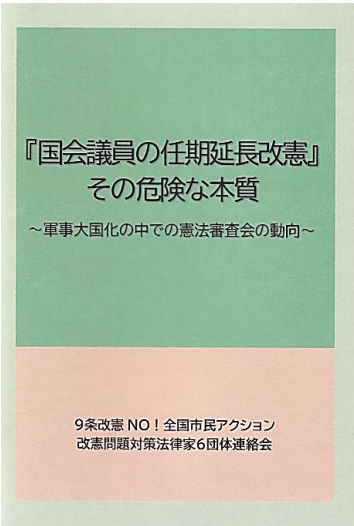

(2)任期延長改憲の本質を知るために

衆議院が解散されている間に大規模な自然災害等が起きたときは、憲法 54 条で参議院の緊急集会を招集して必要な対応を取ることになっています。この規定では緊急事態に対応できないのでしょうか。改憲派は次のように言います。

①54 条は衆議院議員の任期満了の場合には適用できない。

②参議院の緊急集会は 70 日を超えて開くことが出来ない。70 日以上総選挙が出来ないときは、衆議院議員の任期を延長するしかない。

③内閣の監視・チェックのためには参議院の緊急集会では不十分だ。

以上のような改憲派の主張には十分な根拠・説得力があるでしょうか。左のブックレットはこのような主張に明解にわかりやすく反論しています。一人で学ぶにもグループで学習するにも適したコンパクトなテキストです。事務局ではアクション会員とネットワーク賛同者に配布したいと考え、会の会計から費用を支出して全員分を取り寄せました。この通信に同封して郵送します。ご活用ください。

寄稿

戦争法強行採決から８年 ②

三好康昭

【Ⅱ】軍事関係の予算、法整備

(1)軍事費の倍増

岸田政権は防衛費を 5 年間で GDP の 2%に倍増するとして、23～27 年で総額 43 兆円の防衛費を確保することにした。初年度の 23 年度は前年の 5.4 兆円から 26%増の 6.8 兆円、24 年度の概算要求ではさらに 13%増の 7.7 兆円の予算を盛り込んだ。注意すべきは、43 億円とは別に「後年度負担」がこの期間に 16.5 兆円計上されていることである。この『ローン払い』と合わせると、**5 年間で 60 兆円**もの巨額な防衛費が支出される。

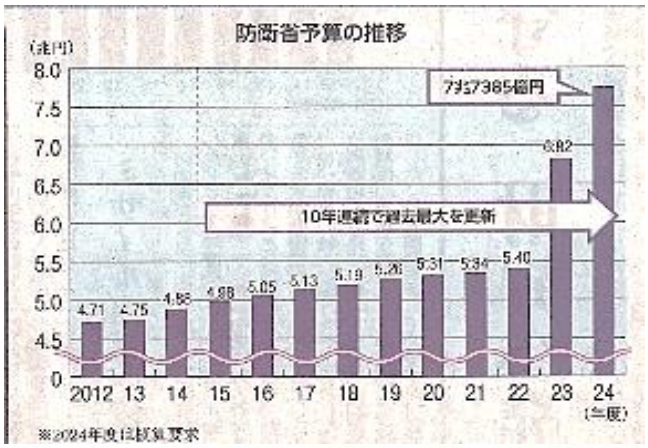

限られた予算のなかで、防衛費を突出して増額するためには相当な無理をしなければならない。政府は防衛力強化資金を設け、国有地売却金、特別会計からの繰入金、コロナ基金の国庫返納金など、あらゆる余剰金をここに入れ、防衛費の財源とする。しかし、恒常的に GDP の 2%=年 11 兆円を確保するためには、こういった一時金ではなく、増税と国債に頼らざるを得ない。社会保障費など他の予算項目も当然圧縮される。身の丈を超える防衛支出は財政をさらに悪化し、予算配分をいびつにし、国民負担を強め生活を破壊する。そもそも、「軍事予算は、経済的には再生産外の消費であり、国内経済への波及効果はなく、国民経済にとっては無駄遣いの筆頭です。」（山田博文、群馬大学名誉教授）

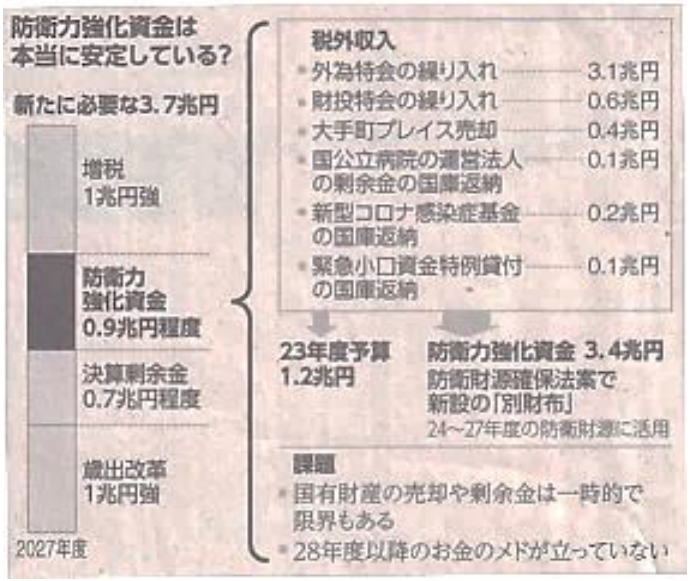

(2)軍需産業保護法と武器輸出の拡大

①22.6/7 防衛産業保護法が成立…自衛隊の任務に不可欠な装備品を作る企業に、サイバー攻撃対策などの経費を国が負担する。経営難の企業の製造施設を国が買い取る。装備品の輸出を後押しするために、海外仕様に変更する費用を国が助成する。

②輸出拡大のため、武器輸出の条件を緩和する方針である。殺傷能力のある兵器の輸出を認め、他国と共同開発した戦闘機の輸出を認める方針で調整を進めている。防衛産業の販路拡大のためである。

(3) 軍・産・学の共同の推進

①2020 年、軍事研究に消極的な学術会議の改組を狙い、6 人の会員の任命を拒否した。法人化をちらつかせながら、政府の監督・介入を強める学術会議法改正案の成立を目論んでいる。

②2022 年、経済安全保障推進法を制定し、半導体や人工知能など先端技術の研究開発を官民一体で行い、軍事利用への転換を図る仕組みを作った。